

**令和6年度 新潟市中小企業人材確保・育成支援事業
業務委託仕様書**

1 業務名

令和6年度 新潟市中小企業人材確保・育成支援業務

2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

新潟市が指定する場所

4 総合評価に係る提案書の扱い

総合評価指名競争入札方式において提出された提案書は、本仕様書の付属書類として契約を構成する文書の一部とし、本委託の対象業務に含むものとする。

5 事業の目的

本市の社会動態は、平成28年より社会減が継続し、特に大学等を卒業し、就職する年齢層の20～24歳の転出超過が最も多くなっている。県内からは転入超過であり、人口のダム機能は一定程度果たしているが、東京圏への転出超過はそれを上回っており、その傾向は年々拡大している。

本市では、市内企業の人材確保と若者等の市内就労を促進するため、大学等と連携した意識醸成や市内企業を知ってもらう取組を推進するほか、市内企業の働きやすい職場づくりを支援し、職場環境の魅力とその認知度の向上を促進。新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、採用活動のオンライン化などの課題に直面した企業に対し、ウェブサイトを活用した採用広報活動への支援や、自社における採用ノウハウの蓄積を目的とした採用コンサルタント派遣を行ってきた。

本事業においては、自社の魅力度向上や社内外への発信など、リクルーター活動や職場活性化などに携わる人材を社内で養成し、組織を牽引する次世代リーダーの育成・定着にもつなげてもらうための若手社員の学びを目的とした連続講座を実施。さらに、そこで得られたノウハウやネットワーク等を有効活用しながら、求める人材の

発掘や動機付けなどにつなげてもらうため、より実効性のあるインターンシッププログラム構築に向けた伴走支援を行う。

また、市内企業の人材確保・育成に向けては、多様で柔軟な働き方が実践できる環境整備が必要となる。本市ではこれまで、企業の先駆的な取組を表彰するほか、ウェルビーイング経営をテーマとした事業者向けセミナーの開催や働く人向けの情報発信等を行ってきたが、参加事業者に偏りがあることや事例の横展開が進まないこと、また、企業は働き方改革関連の法改正への適切な対応が求められていることなどの課題を抱えており、市としての支援の必要性を感じている。

本事業においては、多様で柔軟な働き方の実践等をテーマとしたセミナーの開催や専用ウェブサイトを活用した総合的な情報発信、表彰制度等を有効活用した事例の横展開などにより、実践企業間のネットワークを構築、連携を強化することで先駆的な取組の実践例やその効果の横展開を図ることとする。

さらに、これら本事業の取組が、将来的に、地域の企業群が一体となり多様な人材の確保・育成・定着を図る体制の構築につながるよう、その基盤づくりに必要な調査・研究等にも取り組むこととする。

6 事業の概要

受託者が本仕様書に基づき実施する委託業務の概要は、下記のとおりである。

なお、本事業の実施にあたっては、上記5の趣旨を十分に踏まえるとともに、委託者に提案した内容を遵守すること。

また、委託者が指定する事項に対し、事業実施の目標値を提出し、その達成のため万全を期すこと。

(1) 事業の概要

市内企業の人材確保・育成に向けて、自社の魅力度向上や社内外への発信など、リクルーター活動や職場活性化などに携わる人材を社内で養成し、組織を牽引する次世代リーダーの育成・定着にもつなげてもらうための若手社員の学びを目的とした連続講座（以下「リクルーター養成講座」という。）を実施する。さらに、そこで得られたノウハウやネットワーク等を有効活用しながら、求める人材の発掘や動機付けなどにつなげてもらうため、より実効性のあるインターンシッププログラム構築に向けた伴走支援（以下「インターンシップ支援」という。）を行う。

また、多様で柔軟な働き方の実践等をテーマとしたセミナーの開催や実践企業間ネットワーク構築のためのワークショップ（以下「ネットワーク構築ワークショップ」という。）の開催、新潟市働き方改革推進・実践企業ネットワーク構築事業特設ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。<https://www.niigatashi-hatarakikata.jp/>）を活用した総合的な情報発信、表彰制度等を有効活用した事例の横展開などにより、企業間のネットワークを構築、連携を強化することで先駆的な取組の実践例やその効果の横展開を図る。

（２）事業の対象者

市内中小企業・団体

（３）支援の概要・規模

対象者に対し、以下の支援を行う。

①リクルーター養成講座の開催

（ア） 30社以上を対象とした連続講座を5回以上実施

（イ） 実施の様子や受講者を取材して2本以上のダイジェスト動画及び2本以上のイベントレポート記事を作成し、ポータルサイトに掲載

（ウ） 受講者や派遣元企業を取材して2本以上の受講者インタビュー記事を作成し、ポータルサイトに掲載

②インターンシップ支援の実施

（ア） 10社以上を対象としたコンサルティングを1社あたり5回以上実施

（イ） コンサルティング支援企業を取材して2本以上の課題解決事例コラム記事を作成し、ポータルサイトに掲載

③多様で柔軟な働き方の実践等をテーマとしたセミナーの開催

3回以上実施

④ネットワーク構築ワークショップの開催

（ア） 3回以上実施

（イ） 実施の様子や受講者を取材して2本以上のイベントレポート記事を作成し、ポータルサイトに掲載

⑤ポータルサイトを活用した総合的な情報発信

（ア） 多様で柔軟な働き方の実践企業等を取材して5本以上のインタビュー記

事を作成し、ポータルサイトに掲載

(イ) 多様で柔軟な働き方の実践等をテーマに3本以上のコラム記事を作成し、ポータルサイトに掲載

(ウ) セミナー告知、先行事例、助成金、法改正等の情報をポータルサイトに掲載（情報更新）

⑥働きやすい職場づくり推進企業表彰制度（以下、表彰制度）の活用促進

(ア) 働きやすい職場づくり実践企業の掘り起こし

(イ) 表彰制度チラシ7,000部の作成・配布

⑦地域の企業群が一体となり多様な人材活用を図る体制構築の検討

(ア) リクルーター養成講座及びネットワーク構築ワークショップ等の参加企業に対するアンケート調査等の実施

(イ) 金融・教育機関や経済団体などに対するヒアリング調査の実施

7 業務内容

本事業では、上記「5 事業の目的」を実現するために、以下の(1)から(11)まで及び企画提案書に基づき、市と緊密に連携した運営を行うこと。

(1) リクルーター養成講座の開催

市内中小企業において、リクルーター活動や職場活性化などに携わる人材を社内で養成し、組織を牽引する次世代リーダーの養成・定着にもつなげてもらうための若手社員の学びを目的とした連続講座を実施すること。講座の内容は、グループワークや講師への個別相談、参加企業同士の交流を通じて、受講者が能動的に学ぶことで理解を深められる手法を採用し、自社の課題解決に向けて力を発揮できる人材育成のための研修コンテンツを取り入れることとする。

①実施内容

(ア) 講座の開催期間は令和7年1月31日までとし、期間内に5回以上実施する。講座ごとの間隔は1か月程度とする。

(イ) 講座1回あたりの所要時間は5時間程度とする。

(ウ) 講座の開催方法は、原則として会場での参集型とする。

(エ) 講座の内容は、事業の趣旨・目的に沿ったテーマを提案し、市と協議をした上で決定する。

- (オ) 実施効果が見込める適切な講師を手配し、運営を行う。
- (カ) 広告用フライヤーの作成及び周知、受講者の取りまとめを行う。
- (キ) 終了後に受講者を対象としたアンケート等を実施する。

②対象者

- (ア) 講座の受講対象者は、主に市内中小企業の若手層（20～30歳代の人事・人材開発担当者等を想定）等とする。
- (イ) 受講企業は、30社以上を目標とし、原則、すべての会期に参加させることとする。

③広報

- (ア) リクルーター養成講座の実施の様子を取材して2本以上のダイジェスト動画（動画の長さは3分程度（ウェブサイト用）と30秒程度（SNS用）の2種類）及び2本以上のイベントレポート記事（1本あたりの記事の分量は2,000～2,500字程度とし、写真等を盛り込み視覚的な工夫を施す）を作成し、取材終了後1か月以内を目安に、ポータルサイトに掲載する。
- (イ) リクルーター養成講座の受講者や派遣元企業を取材して2本以上の受講者インタビュー記事（1本あたりの記事の分量は3,000～3,500字程度とし、写真等を盛り込み視覚的な工夫を施す）を作成し、取材後1か月以内を目安に、ポータルサイトに掲載する。

④報告

講座の開催後には、都度、定例報告書（業務日誌に相当）を作成し、市に提出する。ただし、簡易な相談などは、直近の定例報告書とあわせて報告する。

(2) インターンシップ支援の実施

採用直結型インターンシップ解禁などの制度変更も踏まえ、リクルーター養成講座で得られたノウハウやネットワーク等を有効活用しながら、求める人材の発掘や動機付けなどにつなげたもらうため、より実効性のあるインターンシッププログラム構築に向けた伴走支援として、専門家によるコンサルティング支援を行うこと。

①実施内容

- (ア) コンサルティングの実施期間は令和7年2月28日までとし、1社あたり5回以上を目安として実施する。

- (イ) コンサルティングの実施方法は、オンライン形式での実施を基本とし、支援企業との相談の上で、対面形式での実施も可能とする。
- (ウ) 採用意欲や取り組み意欲の高い企業を支援対象とするため、インターンシップ活動の現状や課題について、事前のヒアリングを行う。
- (エ) 事前ヒアリングの内容を踏まえ、支援企業ごとに実施計画書を作成・提出し、市と支援企業の承諾を得た上で、コンサルティングを行う。
- (オ) 支援企業から求めがあれば、コンサルティング終了後3か月以内を目安とした上で、委託業務内容の範囲内で相談（アフターフォロー）に応じる。
- (カ) 実施効果が見込める適切な専門家を手配し、運営を行う。
- (キ) 広告用フライヤーの作成及び周知、支援企業の取りまとめを行う。
- (ク) コンサルティング終了後、支援企業を対象としたアンケート等を実施する。

②対象者

- (ア) コンサルティングの対象企業は、新潟市内に本社・本店があり、勤務地が新潟市内の新規学卒者等向けの求人を出している又は出す予定がある市内中小企業等とする。
- (イ) 対象企業は10社以上とし、事前ヒアリングの内容や養成講座の受講の状況を考慮して、市と協議して決定する。

③広報

コンサルティング支援企業を取材して2本以上の課題解決事例コラム記事（1本あたりの記事の分量は3,000～3,500字程度とし、写真等を盛り込み視覚的な工夫を施す）を作成し、取材終了後1か月以内を目安に、ポータルサイトに掲載する。

④報告

コンサルティングの実施後には、都度、定例報告書（業務日誌に相当）を作成し、市に提出する。ただし、簡易な相談などは、直近の定例報告書とあわせて報告する。

(3) 多様で柔軟な働き方の実践等をテーマとしたセミナーの開催

市内企業の人材確保・育成に向けては、多様で柔軟な働き方が実践できる環境整

備が必要となることから、経営者等の意識改革と先駆的な取組の横展開を目的とし、多様で柔軟な働き方の実践等をテーマとしたセミナー開催する。

①実施内容

- (ア) 開催時期は令和7年2月28日までとし、開催回数は3回以上とする。
- (イ) 講座の開催方法は、会場での参集形式での開催を基本とし、内容に応じてオンライン形式を採用するなど工夫する。
- (ウ) セミナーの内容は、事業の趣旨・目的に沿ったテーマを提案し、市と協議をした上で決定する。
- (エ) 実施効果が見込める適切な講師を手配し、当日の運営を行う。
- (オ) 広告用フライヤーの作成及び周知、参加者の取りまとめを行う。
- (カ) 終了後に参加者を対象としたアンケートを実施する。

②対象者

- (ア) セミナーの対象者は、主に市内中小企業の経営者や人材開発担当者等とする。
- (イ) 対象者の参加は、各回30人以上を目標とし、セミナー内容等を考慮して、市と協議して決定する。

③報告

セミナーの開催後には、都度、定例報告書（業務日誌に相当）を作成し、市に提出する。ただし、簡易な相談などは、直近の定例報告書とあわせて報告する。

(4) ネットワーク構築ワークショップの開催

市内中小企業における人材の確保、育成ならびに活用など、多様で柔軟な働き方の実践のための課題解決に向けて、企業が共に学び、自社での取り組みを進めるとともに、好事例を共有・発信することで、働き手から選ばれる企業になることを目的とした上で、ネットワーク構築のためのワークショップを開催すること。

また、新潟市働き方改革推進企業ネットワーク制度（以下「ネットワーク制度」という。制度の詳細は「仕様書別紙 新潟市働き方改革推進企業ネットワーク規約」を参照のこと。）の周知を行い、企業の登録を促進すること。

①実施内容

- (ア) ワークショップの開催期間は令和7年2月28日までとし、期間内に3

回以上実施する。講座ごとの間隔は1か月程度とする。

- (イ) ワークショップ1回あたりの所要時間は2時間程度とする。
- (ウ) ワークショップの開催方法は、会場での参集形式での開催を基本とし、内容に応じてオンライン形式を採用するなど工夫する。
- (エ) ワークショップの内容は、事業及びネットワーク制度の趣旨・目的に沿ったテーマを提案し、市と協議をした上で決定する。
- (オ) ワークショップ等の場において、ネットワーク制度の周知を行い、企業の登録を促進する。
- (カ) 実施効果が見込める適切な講師を手配し、運営を行う。
- (キ) 広告用フライヤーの作成及び周知、受講者の取りまとめを行う。
- (ク) 終了後に受講者を対象としたアンケート等を実施する。

②対象者

- (ア) ワークショップの対象者は、主に市内中小企業の間層（30～40歳代のマネージャー職等を想定）とする。
- (イ) 対象者の参加は、各回10人以上を目標とし、原則、すべての会期に参加させることとする。

③広報

ネットワーク構築ワークショップの実施の様子や受講者取材して2本以上のイベントレポート記事を作成し、取材終了後1か月以内を目安に、ポータルサイトに掲載する。

④報告

ワークショップの開催後には、都度、定例報告書（業務日誌に相当）を作成し、市に提出する。ただし、簡易な相談などは、直近の定例報告書とあわせて報告する。

(5) ポータルサイトを活用した総合的な情報発信

企業経営者、労働者及び大学生等に対して、ポータルサイトを活用し、リクルーター養成講座及びネットワーク構築ワークショップの取組のほか、先駆的な事例の横展開を目的としたインタビューやコラムの掲載など、総合的な情報発信を行うこと。

①ポータルサイトの改修

ポータルサイト内に、上記（１）③及び（２）③、（４）③の広報にかかる記事等を掲載するページを新たに設け、新規・既存コンテンツとあわせて効果的に発信するため、ページレイアウト等の再構築を行う。改修にあたっては、その内容を市と協議した上で決定する。

②新規コンテンツの作成

以下の記事等を新たに作成し、ポータルサイトに掲載する。（ア）の記事等は新設したページに、（イ）及び（ウ）の記事は既存のページに掲載する。

（ア）上記（１）③及び（２）③、（４）③の広報にかかる記事等

（イ）多様で柔軟な働き方の実践企業等を取材して５本以上のインタビュー記事

（ウ）多様で柔軟な働き方の実践等をテーマに３本以上のコラム記事

②既存コンテンツの更新

以下の情報を、月に１回以上更新（追加・修正・削除）すること。更新の内容は、市と協議した上で決定すること。

（ア）セミナー情報

セミナー等のイベント開催・募集情報（随時配信）

（イ）働き方改革情報（企業向け）

本市が実施する働き方改革推進事業に関する事業概要等

先駆的な取組企業の事例紹介

（ウ）働き方改革情報（働く人向け）

ワーク・ライフ・バランス意識啓発の情報

法改正や制度、相談窓口など働くために必要な情報

（エ）お役立ち情報

働き方改革に関する認証・表彰、補助金・助成金、法律等の改正、公的機関の相談窓口一覧、関連リンク集など、働き方改革等に関する支援メニュー

ー

③その他留意事項

以下の事項に留意すること。

（ア）委託者が行うコンテンツ更新作業の支援を行う。

（イ）新潟市公式ホームページ基本方針及び新潟市公式ホームページ運営ガイドライン Ver. 2.2 に準拠して行う。

（ウ）本業務の契約期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の

終了事由を問わず、本業務が終了となる場合には、本市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素を円滑に提供できるようにする。なお、この費用は受託者が負担する。

(エ) ポータルサイトのコンテンツを格納しているウェブサーバーの継続契約手続き及び保守管理を行う。

(オ) ウェブサイトを介した通信を暗号化するセキュリティ対策の更新作業を行う。

(カ) 最新のコンピュータウイルス対策を随時講じる。

(キ) W o r d P r e s s の最新バージョンへの更新を随時行う。

(ク) ポータルサイトに障害が発生した場合は、直ちに対応する。

(ケ) 受託者の責に帰する事由によりポータルサイトに障害が生じた場合は、直ちに対応する。

(6) 表彰制度の活用促進

表彰制度の活用促進を目的として、以下の取組を実施すること。

①働きやすい職場づくり実践企業の掘り起こし

働きやすい職場づくりを実践する中小企業の掘り起こしを図るため、表彰制度応募する中小企業の母集団形成を目的とした取組を提案し、実施すること。

②表彰制度チラシの作成・配布

市内中小企業向けに表彰制度を周知するため、チラシ7,000部（データも含む）を作成し、市が指定する期日（令和6年9月上旬頃を予定）までに、指定場所（市内40箇所程度）まで納品すること。

(7) 地域の企業群が一体となり多様な人材活用を図る体制構築の検討

本事業の取組が、将来的に、地域の企業群が一体となり多様な人材の確保・育成・定着を図る体制の構築につながるよう、その基盤づくりに必要な調査・研究及び機会提供を行うこと。

①リクルーター養成講座及びネットワーク構築ワークショップ等の参加企業に対し、相互連携の可能性等についてアンケート調査を行う。また、各社の取組が持続しながら相互に連携できるよう、そのための機会提供（講座やワークショップ

で学んだことを実践できる場の提供等) などを行う。

②金融・教育機関や経済団体などの中から、連携先として具体的な機関・団体を明らかにした上で、各機関・団体が抱える人材活用の課題感等についてヒアリング調査を行う。

③上記①及び②の調査結果を踏まえ、体制構築に向けた研究を行い、その結果をとりまとめて市に報告する。

(8) 関係機関等との連携

連携が必要な関係機関・団体等を把握した上で、連携の効果的な手法を提案し、実施すること。

(9) 運営体制及び全体スケジュール等の提出

業務責任者及び部門別責任者等を明記した体系図並びに契約期間中の全体スケジュールを提示すること。なお、各責任者の氏名、連絡先を追記したものを、契約締結後1週間以内に提出すること。

①各責任者については、業務を効率的に行うため、それぞれ専門的な見地から運営が可能な者を配置する。

②業務を実施する上で必要な設備や機器、会場を準備する。

(10) 運営事務局の整備

事業の問い合わせ、事業参加申込の受付等を行う事務局を設置すること。

(11) 実績報告

本事業実施後、毎月の実績を様式に記載し、翌月の7営業日以内に市へ報告すること。報告は書面及びデータによるものとし、編集可能な形式とする。また、パスワードにより保護すること。なお、3月の実績報告については、令和7年3月31日までに提出すること。

(12) 事故等報告

支援対象者の事故等(疑いを含む。)が発生した場合は、市へ直ちに連絡をし、その後の市の指示に従い、報告すること。

8 関係法令の遵守

関係法令等の定めに従い、業務の履行に当たり必要な関係官公署その他の関係機関への届出手続等を契約締結後速やかに行うこと。届出、手続等を行う際は、事前に市の承認を受けること。

9 受託者の責務

(1) 受託者は、市の信用を失墜する行為を行ってはならない。また、事業参加者からの苦情については、誠意をもって対応すること。

(2) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

(3) 事業実施に関わる留意事項

①受託者の呼称

受託者は事業の実施に当たり、自社の名称の前に「新潟市経済部」等の文言を入れ、市からの受託であることを示すこと。

例) 「新潟市経済部事業 受託事業者 株式会社〇〇」

また、チラシ・ポスター等へ受託事業者であることを明記する場合は、「新潟市経済部」から委託を受けている旨を表示すること。

例) 「本事業は新潟市経済部より委託を受け、株式会社〇〇が運営しています」

②目的外行為の禁止

本事業の実施にかかる業務以外の行為（例：受講者に対して、受託者が主催するセミナー等への受講の勧誘など）は禁止する。

(4) 本事業の実施にあたって、求職者及び企業に対し社会通念上不適切な食事、酒、現金・金券類等を提供してはならない。

10 経費支払い

(1) 契約金額の考え方

契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本委託の履行に必要な一切

の経費等を含む。

(2) 委託料の支払い

委託料について、委託料別表に定める支払期日に、同じく別表に定める支払額を概算払いするものとする。

(3) 委託料に含まれる経費

本事業の対象とする経費は、受託事業者が事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおり。

経費区分	内 容
1. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
2. 事業費	
旅費	受託事業者の社員で当該事業に従事する者、専門家、講師等の交通費、日当、宿泊費
会場費	事業（講座、セミナー等）を行うために必要な会場費、機器等借料、運搬費（機器機材等）、会場設営費等
謝金	事業を行うために必要な謝金（専門家、講師等の謝金）
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。消耗品費や資料等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く））の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの、又は適当でないものの外注に要する経費
印刷製本費	事業で使用する資料、事業完了報告書等の印刷に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
3. 一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払いを認められる間接経費

(4) 委託料の精算

市が支払う委託料については事業終了後に精算を行う。この場合において、委託料と実施事業経費の差異が生じた場合は、双方協議の上、精算残額を返納すること。なお、不足額については、原則追給は行わない。

1.1 成果目標

事業の目標数を下表のとおり設定する。

リクルーター養成講座の受講企業数	30社以上
ネットワーク制度への登録企業数	10社以上

1.2 市への報告

(1) 提出内容

- ① 月ごとの業務報告書
- ② 事業完了報告書（紙及びCD-ROM等磁気媒体によるデータ納品）
- ③ 本市との協議記録
- ④ その他、委託業務で使用した資料等（紙及びCD-ROM等磁気媒体によるデータ納品）

(2) 提出期限

事業完了時（令和7年3月31日）とする。データ納品の際は、ウイルスチェックを行い、正常な状態で納品する。

(3) 提出場所

新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

1.3 実施体制

委託業務の実施にあたっては、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任をおくこ

と。

1 4 再委託の制限

- (1) 業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) 業務の一部を再委託するときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

1 5 その他

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り適切に管理する。
- (2) 本業務にかかる作成物、成果品の著作権は市に帰属する。画像、システム等既に著作権を有するものについては、この限りではないが、本市が使用することについて問題が発生しないように適切な対応を行うこと。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (4) 業務の遂行にあたり、市と十分な打ち合わせを行い、その指示に従う。
- (5) 本仕様書に明記のない事項や、本仕様書内容に疑義が生じた場合、あるいは業務に関して事故や問題等が生じた場合は、速やかに市に報告し、協議する。
- (6) 本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分に理解すること。なお、本市で定める規程類は、本市のホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp>) の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

1 6 問い合わせ

新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課
電話 025-226-1642 FAX 025-228-1611

新潟市働き方改革推進企業ネットワーク 規約

(名称)

第 1 条 本会は、新潟市働き方改革推進企業ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 ネットワークは、市内企業における人材の確保、育成ならびに活用など、多様で柔軟な働き方の実践のための課題解決に向けて、市内企業が共に学び、自社での取り組みを進めるとともに、好事例を共有・発信することで、市内企業が働き手から選ばれる企業になることを目的とする。

(活動)

第 3 条 ネットワークでは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 人材の確保、育成ならびに活用など、多様で柔軟な働き方の実践のための取組等に関する情報共有及び意見交換
- (2) 市の広報媒体等を活用した取組事例の発信
- (3) その他、目的を達成するために必要な活動

(組織)

第 4 条 ネットワークは、第 2 条の目的に賛同する以下の会員により構成する。

- (1) 市内に事業所を置く企業及び団体、個人事業主等
- (2) 上記会員のほか、オブザーバー、アドバイザー等

(事務局)

第 5 条 ネットワークの事務局は、新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課に置く。

- 2 事務局は、ネットワーク全体の運営に必要となる連絡・調整等を行う。

(参加申込)

第 6 条 ネットワークへの参加を希望する者は、新潟市働き方改革推進企業ネットワーク参加登録申込書（様式第 1 号）を事務局に提出して登録手続きを行うこととする。

(登録情報の変更や取消)

第 7 条 ネットワーク参加企業は、氏名や住所等に変更が生じた場合又は登録を取り消す場合は、事務局に対して速やかに変更の申し出又は登録取り消しの手続きを行うこととする。

- 2 ネットワーク参加登録を取り消す場合は、書面により事務局にその旨を届け出なければならない。

(登録取消)

第 8 条 ネットワーク参加企業が、事務局に対して登録を取り消す旨を書面で提出したときは、事務局はネットワーク参加登録を取り消すこととする。

2 ネットワーク参加企業が、次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該企業の参加登録を取り消すことができる。ただし、当該企業に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規約の違反又はネットワークの信用を著しく害したとき
- (2) ネットワーク参加企業等が解散又は営業を停止したとき
- (3) 暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、ネットワークの運営に支障をきたすなど、事務局がネットワーク参加企業として不相当であると判断したとき

(守秘義務)

第 9 条 ネットワーク参加企業は、この規約に基づく活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、ネットワーク登録を取り消した場合も同様とする。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、ネットワークで別に定める。

附則

この規約は、令和 6 年 2 月 6 日から施行する。